



すみダック

墨田区介護支援専門員 研修受講料助成金

区内で働く介護支援専門員を支援し、介護人材の確保や介護サービスの質の向上を図ることを目的として、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の研修受講料を助成します。

※令和8年度修了分から、要件や助成金額が変更になります※

令和7年度に研修を修了した方 申請時に1～3までの要件を全て満たしていること
 令和8年度に研修を修了した方 申請時に1～2までの要件を全て満たしていること

助成要件

- 対象の研修を受講し、修了している
- 区内の一つの介護保険サービス事業所において、～の要件を全て満たすこと。
 介護支援専門員として継続して6か月以上の勤務実績がある
 申請時点において引き続き勤務している
 助成決定後も継続して勤務する意思がある
 研修の修了前から就労している、又は研修の修了後3か月以内に就労している
 居宅サービス計画書等の計画作成業務を行っている
 事業所の運営法人に直接雇用されている。(法人の代表者・役員であって他の要件を全て満たす場合は対象)(派遣労働者は対象外)
- 他の公的機関から同種の助成金を直接(個人として)受けていない。

対象となる介護保険サービス事業所の種類は、区ホームページでご確認ください。

助成対象研修

- ・介護支援専門員**実務**研修
- ・介護支援専門員**更新**研修
- ・介護支援専門員**現任**研修(専門研修課程、)
- ・介護支援専門員**再**研修
- ・主任介護支援専門員**研**修
- ・主任介護支援専門員**更新**研修

提出期限

研修修了後、1年以内
 期限までに申請に必要な書類一式を提出してください。
 区ホームページから電子申請可能です。

助成金額

令和7年度に研修を修了した方
 研修受講した本人(個人)が、研修実施機関に実際に支払った費用の**全額**
 勤務先から受講費用の一部が支給されている場合は、その額を控除した額を助成します。

令和8年度に研修を修了した方
 研修受講した本人(個人)が、研修実施機関に実際に支払った費用の**1/4(100円未満切捨)**
3/4分は東京都の補助事業へ申請できます。
 勤務先からの助成・雇用保険法に基づく教育訓練給付がある場合は、その額を控除した額と1/4の額を比較し低い方の額を助成します。

共通

手数料は助成の対象にはなりません。
 予算金額に達したときは、終了となる場合があります。

申請書類

赤字の1～5, 8は必須書類

1. 交付申請書(第1号様式)
2. 就労証明書(第2号様式)
3. 介護支援専門員研修の修了証明書の写し
4. 介護支援専門員証の写し
5. 受講費用の領収書の写し
6. 助成証明書(第3号様式)
7. 雇用保険法に基づく教育訓練給付制度の給付額が分かる書類(写し可)
8. 請求書兼口座振替依頼書(第6号様式)
 勤務先から受講費用の一部が支給されている場合のみ必要
 雇用保険法に基づく教育訓練給付制度を受けている場合のみ必要

すみピヨ



詳細や申請書の様式は、区ホームページをご覧ください。

[トップページ](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者への支援](#) > [介護人材の確保](#) > [介護支援専門員研修受講料の助成事業](#)

問合せ先：墨田区 福祉部 介護保険課 給付・事業者担当(区役所4階) ☎03-5608-6544

